

【公表】

整理番号	105
契約番号	5農振財契第1070号
件名	令和6年度(公財)東京都農林水産振興財団青梅庁舎建物管理委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	別紙仕様書のとおり
概要	①清掃業務 ②点検及び保守業務 (詳細は別紙仕様書のとおり)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目103:建物清掃」に格付けされている者のうち、取扱品目「01:一般清掃」に登録している者であること。 ②東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目104:電気・暖冷房等設備保守」に格付けされている者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年2月7日(金) 午前10時30分(ビジネスチャンス・ナビ上)
希望申出期間	令和6年1月18日(木)午前10時から令和6年1月25日(木)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し (4) 東京都の「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し (5) 「建築物飲料水貯水槽清掃業」登録証明書の写し (6) 「貯水槽清掃作業監督者」の資格証明書類又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し、及びその者と受託者の雇用関係証明書類の写し(健康保険被保険者証や被保険者標準報酬決定通知書など)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅畜産センター 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

特記仕様書

本案件は、公益財団法人東京都農林水産振興財団青梅庁舎の建物施設、設備及び美観の保全・維持を行い職員並びに来訪者の健康管理・安全管理を保つことを目的とする。

- 1 委 託 件 名 令和6年度
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎建物管理委託
- 2 事業所の所在地 東京都青梅市新町六丁目7番1号
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 事業所の名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁
及び建物概要 建物：本館・研究棟・講堂 1,934.8 m²
肉質検査室 231.2 m²
- 5 委 託 内 容 委託内容は、次のとおりとする。
(1) 清掃業務
(2) 点検及び保守業務
業務内容については、別紙「建物管理委託清掃・点検及び保守業務細目書」（以下「業務細目」という。）による。
- 6 委 託 仕 様 委託仕様書は、本特記仕様書、別紙「業務細目書」及び東京都が定める「維持保全業務標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）による。
- 7 一 般 事 項 (1) 作業時間
ア 事務・研究等に支障のないように実施すること。
午前8時30分から午後5時15分までの時間内。
イ 業務実施にあたって事務・研究等に支障があると委託者が判断し協議した時は、前号の規定に係らずその協議をしたところによる。
また、予定する業務日数及び業務内容についても同様とする。
(2) 経費負担
ア 本委託業務の履行に伴う洗剤、消耗品類、機器類、報告用紙等の経費は、別に定めるものを除き受託者の負担とする。
イ 光熱水費については、委託者の負担とする。
ウ 部品の交換修理に要する費用については、別途協議するもの

とする。軽易な消耗品については、受託者の負担とする。

(3) 定期保守と不定期保守

ア 定期保守は、定められた月（実施基準参照）に行うこと。

イ 不定期保守は、定期以外に天災その他不測の事態が生じた時や、故障等の原因で支障が起きた時速やかに故障等の原因調査及び修理を行い、正常に機能回復に努めること。

(4) 報告書の提出等

ア 受託者は、月間業務計画書を業務実施月までに委託者に提出し承認を受けること。

イ 受託者は、受託する各業務別実施状況について、当該月の業務実施報告書を提出すること。

ウ 業務報告書、日誌、記録等報告書の様式は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

エ 受託者は、報告書類のうち、現場で保管するものは整理保管し、契約期間満了時に委託者と協議のうえ、必要な報告書類を委託者に引き渡すものとする。

オ 履行期日最終日までに、点検調査事項の次年度申し送り内容を報告すること。

(5) 鍵の貸与

業務の実施にあたって必要となる鍵等については、業務開始委託から受託者に貸与するので受領書を提出すること。

鍵の管理は、受託者の責任において厳重な管理を行うこと。

契約期間満了後は、委託者に返却すること。

(6) 業務責任者

ア 受託者は、業務責任者を定め、委託者に通知すること。

また、業務責任者を変更する場合も同様とする。

イ 業務責任者は、業務を行う者を指揮監督するとともに、委託者との連絡を密に行い、適切な業務実施に努めるものとする。

(7) 業務従事者

受託者は、業務の内容に応じた必要な知識、技能及び経験を有する者を従事させなければならない。

(8) 控室及び持ち込備品

ア 業務責任者等の控室として、下記のとおり貸与する。

本館 1 階：休養室

イ 控室に持ち込む備品のうち、電気等使用するものについては、事前に委託者の承認を得ること。

(9) 業務の引継ぎ

受託者の変更時にあたっては、新たな受託者と綿密に引継ぎを行

い、当該業務に支障をきたすことのないように対処すること。
この際、必ず業務引継ぎ書類の作成をすること。

8 特記事項

(1) 法令順守

受託者は、業務遂行にあたっては、関係法令等を遵守し施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

作業にあたっては、安全対策を講じること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約期間満了後においても同様とする。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(4) 火災時等の災害への対応

受託者は、火災等の非常事態に対応するため非常時の体制表・行動マニュアル等を整備し保守業務の万全を図ること。

また、受託者は、火災等の非常事態が発生し又は、発生の恐れのある場合、速やかに適切な処置を行うとともに委託者に報告すること。

(5) 賠償責任

受託者は、受託業務の履行にあたって、委託者に損害をもたらした場合は、賠償の責を負うものとする。

また、第三者に損害を与えた場合も同様とする。

(6) 防疫に関すること

作業エリア内で防疫等の指示を受けた場合は財団職員の指示に従うこと。

9 支払方法

業務完了後に提出される完了届等報告書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

10 疑義の解釈

受託者は、本特記仕様書及び業務細目書に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上実施すること。

11 暴力団等排除に関する特約事項

「別添1」に定めるところによる。

12 東京都グリーン購入推進方針

「別添2」に定めるところによる。

13 環境により良い自動車利用

「別添3」に定めるところによる。

14 個人情報に関する特記事項の遵守

「別添4」に定めるところによる。

15 その他 年度途中において、施設の大規模な改修工事等が行われる場合は、別途協議する。

16 連絡先 東京都青梅市新町六丁目7番地の1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
事業課 青梅畜産センター
電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

暴力団等排除に関する特約事項（委託契約の場合）

（暴力団等排除に係る契約解除）

1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、勧告なくこの契約を解除されても異議がないこと。

また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。

2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

（再委託禁止等）

3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外も都で、都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）には、再委託できないこと。

4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

（不当介入に関する通報報告）

6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む、以下同じ。）は、遅滞なく財団への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。

7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を財団に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を財団及び管轄警察署に提出すること。

8 再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託したものを指導すること。

9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく財団への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないものなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別処置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車度あること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

個人情報に関する特記事項

(定義)

第1 本業務において、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）の保有する個人情報（以下、「個人情報」という。）とは、財団が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が財団に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報の全てをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ財団の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき財団に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書きにより財団が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、財団から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、財団の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第7 受託者は、財団から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、財団から要求があった場合には、前項の管理記録を財団に提出しなければならない。

(受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

(1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理

(2) 財団から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理

(3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理

(4) その他仕様等で指定したもの。

2 財団は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(財団の検査監督権)

第9 財団は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、財団から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに財団に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、全て消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書きにより財団が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去に

ついて受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め財団に報告しなければならない。

(事故発生のお知らせ)

第 12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって財団に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに財団に報告し、都の指示に従わなければならない。

(財団の解除権)

第 13 財団は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

(疑義についての協議)

第 14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

建物管理清掃業務・点検及び保守業務細目書

委託業務内容は、次に掲げる内容とする。

「清掃業務」

1 日常清掃（毎日清掃）

（1）清掃日（243日／年）

閉庁日（土・日曜日、祝祭日及び年末年始）を除く毎日行う。

※【別紙1】「令和6年度日常清掃（毎日）予定表」を参照

（2）清掃場所及び面積

※「清掃業務作業実施基準」及び「求積図及び面積計算表」参照

（3）清掃方法

①床面の材質や汚れ等の状況によりそれらに適した清掃用具をもって汚れや塵埃を除去清掃し、材質の維持と衛生的で清潔な環境を維持する。

②便所・洗面所・浴室等についてもそれらに適した清掃用具をもって適切に清掃を行い、衛生的で清潔な環境を維持する。

③鏡面は、雑巾掛け後乾拭き仕上げ又は化学雑巾等で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないよう清掃する。

④その他、壁面・下駄箱も同様に清掃を行い、休養室の畳については、水雑巾で拭き、さらに乾拭きを適宜行う。

⑤備え付けの備品に関しては、適宜補充を行う。

⑥トイレットペーパー・石鹸については、委託者の負担とする。

（4）ごみの収集

①本館・研究棟において日常発生するごみは毎日収集する。

②可燃物は、当該市の収集方法に準じて処理をする。なお、収集カゴを設置すること。

③不燃物は、収集カゴを設置し、適宜処分すること。

2 日常清掃（隔日清掃）

（1）清掃日（122日／年）

閉庁日（土・日曜日、祝祭日及び年末年始）を除き、毎週3回（原則として月・水・金曜日）行う。

※【別紙2】「令和6年度 日常清掃（隔日）予定表」を参照

（2）清掃場所及び面積

※「清掃業務作業実施基準」及び「求積図及び面積計算表」参照

(3) 清掃方法

①床面の材質や汚れ等の状況によりそれらに適した清掃用具をもって汚れや塵埃を除去清掃し、材質の維持と衛生的で清潔な環境を維持する。

②洗面所等についてもそれらに適した清掃用具をもって適切に清掃を行い、衛生的で清潔な環境を維持する。

③鏡面は、雑巾掛け後乾拭き仕上げ又は化学雑巾等で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないよう清掃する。

(4) ごみの収集

①可燃物及び不燃物は、当該市の収集方法に準じて処理をする。なお、収集カゴを設置すること。

3 定期清掃（年4回）

(1) 実施月

6月、9月、12月、3月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※「清掃業務作業実施基準」及び「求積図及び面積計算表」参照

(3) 清掃方法

①日常清掃において手入れが困難若しくは行き届かない事項を解消し、合わせて一層の清掃効果をもたらせるため、必要な清掃用液剤及び清掃用具を用いて床面に汚れ等が残らずまた、まだらや縞模様を生じないように清掃し、かつ、歩行の安全をも考慮した溶剤塗布等による仕上げを行う。

②ビニールタイル類に持続性ワックスを用いている場合で、単にポリシャーや液剤等の使用において汚れ等が除去できないときは、それを全面剥離のうえ、新たに必要な清掃をする。

③床面上のコンセント用ローション等内へ洗い水などの侵入を防ぎ、タイル等の目地を傷めないように清掃する。

④肉質検査室の床タイルは、ポリシャーや専用洗剤等を用いて清掃を行うこと。

4 窓ガラス清掃（年4回）

(1) 実施月

4月、7月、10月、1月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

(3) 清掃方法

①ガラス面をガラス用洗剤で雑巾掛け後拭き仕上げ又は化学雑巾で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないよう清掃する。

②サッシ等の汚れはよく拭き取る。ブラインド及び網戸等の開閉に十分注意すること。

5 雨樋清掃（年2回）

(1) 実施月

5月、12月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

(3) 清掃方法

雨樋に堆積した落ち葉、土砂等をくまなく除去すること。

また、軒下の清掃（クモの巣等の除去）も行う。

6 照明器具清掃（年1回）

(1) 実施月

10月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

(3) 清掃方法

①管球を取り外し水雑巾で埃等を除去し、洗剤で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないようによく拭き取ること。

②管球類の不良品を交換する（交換品は財団が提供する）。

③表示灯についても①②に準ずる。

7 ブラインド・網戸清掃（年1回）

(1) 実施月

9月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

(3) 清掃方法

①水雑巾で埃等を除去し、洗剤で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないようによ

く拭き取ること。

又枠部分についても同様に行う。

②チェーン等の点検を行う。

8 屋外便所清掃（原則週1回）

（1）実施日

【別紙3】「令和6年度屋外便所（南・北）清掃予定表」を参照。

（2）清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

（3）清掃方法

①床面の材質や汚れ等の状況によりそれらに適した清掃用具をもって汚れや塵埃を除去清掃し、材質の維持と衛生的で清潔な環境を維持する。

②便所・洗面所・浴室等についてもそれらに適した清掃用具をもって適切に清掃を行い、衛生的で清潔な環境を維持する。

③鏡面は、雑巾掛け後乾拭き仕上げ又は化学雑巾等で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないよう清掃する。

9 肉質検査室便所等清掃（月1回）

（1）実施月

毎月実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

（2）清掃場所及び面積

※「清掃業務作業実施基準」及び「求積図及び面積計算表」参照（便所・玄関・事務室・加工研修室）

（3）清掃方法

①床面の材質や汚れ等の状況によりそれらに適した清掃用具をもって汚れや塵埃を除去清掃し、材質の維持と衛生的で清潔な環境を維持する。

②便所・洗面所・浴室等についてもそれらに適した清掃用具をもって適切に清掃を行い、衛生的で清潔な環境を維持する。

③鏡面は、雑巾掛け後乾拭き仕上げ又は化学雑巾等で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないよう清掃する。

10 肉質検査室窓ガラス清掃（年4回）

（1）実施月

4月、7月、10月、1月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

(3) 清掃方法

①ガラス面をガラス用洗剤で雑巾掛け後拭き仕上げ又は化学雑巾で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないよう清掃する。

②サッシ等の汚れはよく拭き取る。ブラインド及び網戸等の開閉に十分注意すること。

11 肉質検査室ブラインド・網戸清掃（年1回）

(1) 実施月

9月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(2) 清掃場所及び面積

※清掃業務作業実施基準参照

(3) 清掃方法

①水雑巾で埃等を除去し、洗剤で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないようによく拭き取ること。また、枠部分についても同様に行う。

②チェーン等の点検を行う。

※ 各作業終了時に、作業完了報告書等を書面にて委託者に提出すること。

「点検及び保守業務」

12 空調機・本館設備

(1) 目的

空調換気機器等の点検、整備、調整等を行い、常に正常かつ安全な状態を保つことを目的とする。

(2) 種類・数量

【別紙4】【新畜舎空調機一覧（図面参照）】のとおり

(3) 点検内容・回数

①点検内容

【別紙5】のとおり

②点検回数

名称	回数	5月	6月	7月	9月	11月	1月	3月
① 本館等空調機	1回		○					
② 空気調和機	6回	○		○	○	○	○	○
③ 冷凍室	停止							
④ 低温室	6回	○		○	○	○	○	○
⑤ 中和処理機	6回	○		○	○	○	○	○
⑥ スクラバー	6回	○		○	○	○	○	○

(4) 報告書

受託者は、作業終了の都度、点検、整備、調整等の結果を記入した報告書を作成し、委託者に提出し承認を受けること。

(5) その他

本仕様書の細部については、委託者と協議のうえ実施すること。

点検・整備業務を実施するにあたっては、業務に支障のないように事前に十分打ち合わせのうえ実施し、かつ事故防止に努めること。

13 井水管理

(1) 目的

圧送ポンプ類の稼働に伴い機器類の点検、整備、調整等を定期的に行い、正常かつ安全な状態を保つことを目的とする。

(2) 種類・数量

① 圧送ポンプ（3、7kw）

3基

- ② 消毒剤投入ポンプ (0. 15 kw) 1 基
- ③ 水道用量測定 8 箇所

(3) 点検内容・実施月

①点検内容

- 1) 圧送ポンプ：ベアリング、絶縁測定、カップリング、圧力測定、操作回路点検
- 2) 消毒剤投入ポンプ：チェッキ弁、モーター、操作回路
- 3) 水道用量測定：メーター測定、当該月の使用量測定

②点検回数

- 1)・2)・3) について、毎月 1 回実施する。

(4) 報告書

受託者は、作業終了の都度、点検、整備、調整等の結果を記入した報告書を作成し、委託者に提出し承認を受けること。

(5) その他

本仕様書の細部については、委託者と協議のうえ実施すること。

点検・整備業務を実施するにあたっては、業務に支障のないように事前に十分打ち合わせのうえ実施し、かつ事故防止に努めること。

14 受水槽

(1) 目的

水道法 4 条に定められた検査項目に基づき、検査を行い健全な水質の維持を保つために清掃等を行うことを目的とする。

(2) 種類・数量

受水槽タンク (105 m³)：1 基

受水槽タンク (30 m³)：1 基

(3) 点検内容・実施月

①点検内容

- 1) 水質検査：以下の項目について建築物飲料水水質検査事業者による検査を行う。

検査項目	基準値	検査項目	数 値
一般細菌	100 個/ml 以下	蒸発残留物	500 mg/ℓ 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	クロホルム	0.06 mg/ℓ 以下
味	異常でないこと	プロモジクロメタン	0.03 mg/ℓ 以下
臭気	異常でないこと	ジプロモクロメタン	0.1 mg/ℓ 以下
色度	5 度以下	プロホルム	0.09 mg/ℓ 以下
濁度	2 度以下	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ 以下
大腸菌	検出されないこと	クロ酢酸	0.02 mg/ℓ 以下
硝酸態窒素 及び 亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ 以下	ジクロ酢酸	0.04 mg/ℓ 以下
塩化イオン	200 mg/ℓ 以下	トリクロ酢酸	0.2 mg/ℓ 以下
有機物	3 mg/ℓ 以下	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ 以下
銀及びその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	シアン化合物及び塩化シ アン	0.01 mg/ℓ 以下
銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ 以下	臭素酸	0.01 mg/ℓ 以下
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ 以下	塩素酸	0.6 mg/ℓ 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下		

2) 槽内清掃点検：消毒、電極棒点検等法の定めによる清掃を行う。

②実施月

7月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(4) 報告書

受託者は、作業終了の都度、点検、整備、調整等の結果を記入した報告書の作成、水質検査成績表の提出及び作業の状態わかる写真を撮影し、委託者に提出し承認を受けること。

(5) その他

本仕様書の細部については、委託者と協議のうえ実施すること。

点検・整備業務を実施するにあたっては、業務に支障のないように事前に十分打ち合わせのうえ実施し、かつ事故防止に努めること。

15 非常用発電機（エンジン）

(1) 目 的

非常用発電機（エンジン）の点検、整備、調整等を行い、常に正常かつ安全な状態を保つことを目的とする。

(2) 種類・数量

ディーゼルエンジン 3台（本館横、新鶏舎、新豚舎）

(3) 点検内容・回数

①点検内容

- 1) 回転計・油量・油温・水温・電圧等の測定
- 2) ブロープラグ・Vベルト・オイル・燃料・冷却水等の点検調整

②点検月

6月、12月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(4) 報告書

受託者は、作業終了の都度、点検、整備、調整等の結果を記入した報告書の作成し、委託者に提出し承認を受けること。

(5) その他

本仕様書の細部については、委託者と協議のうえ実施すること。

点検・整備業務を実施するにあたっては、業務に支障のないように事前に十分打ち合わせのうえ実施し、かつ事故防止に努めること。

16 構内外灯清掃点検

(1) 目的

構内外灯の点検、清掃、調整等を行い、常に正常かつ安全な状態を保つことを目的とする。

(2) 種類・数量

構内外灯 47箇所

(3) 点検内容・回数

①点検内容

- 1) 管球を取り外し水雑巾で埃等を除去し、洗剤で汚れ等を除去し、拭き跡の残らないようによく拭き取ること。
- 2) 管球類の不良品を交換する（交換品は委託者が提供する）。
- 3) 通電状態の点検を行う。

②点検回数

10月に実施する。

なお、実施の日程、時間については、委託者と事前に協議すること。

(4) 報告書

受託者は、作業終了の都度、点検、整備、調整等の結果を記入した報告書の作成し、委託者に提出し承認を受けること。

(5) その他

本仕様書の細部については、委託者と協議のうえ実施すること。

点検・清掃業務を実施するにあたっては、業務に支障のないように事前に十分打ち合わせのうえ実施し、かつ事故防止に努めること。

令和6年度：点検及び保守業務実施基準

実施月及び実施日数（回数）は、原則として下表のとおりとする。

○・・・実施月

点検及び保守業務

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1 2 空調機・本館設備													
① 空調機保守点検	-----	-----	○	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	1回
② 空気調和機点検	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	6回
③ 冷凍室点検（運用停止）	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
④ 低温室点検	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	6回
⑤ 中和処理機点検	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	6回
⑥ スクラバー点検	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	-----	○	6回
1 3 井水管理													
① 井水ポンプ類点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
② 井水使用量測定等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
1 4 受水槽													
① 水質検査	-----	-----	-----	○	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	1回
② 受水槽清掃点検	-----	-----	-----	○	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	1回
1 5 非常用発電機（エンジン）【3台】													
	-----	-----	○	-----	-----	-----	-----	-----	○	-----	-----	-----	2回
1 6 構内外灯清掃点検													
	-----	-----	-----	-----	-----	-----	○	-----	-----	-----	-----	-----	1回

「令和6年度 日常清掃(毎日)予定表」

6年4月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	回数
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	21					
6年5月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	21				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
6年6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	20					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
6年7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	22
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
6年8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	21				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
6年9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	19					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
6年10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	22				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
6年11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	20					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
6年12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	20				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
7年1月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	19				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
7年2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	18							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28								
7年3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	20				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
	合計																										243									

「令和6年度 日常清掃(隔日)予定表」

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	回数		
6年4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	10	
6年5月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	11
6年6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	10	
6年7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	11
6年8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	10
6年9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	10	
6年10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	11
6年11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	10	
6年12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	10
7年1月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	9
7年2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	
7年3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	
合計																													122			

「令和6年度 屋外便所(南・北)清掃予定表」

上段:南側

下段:北側

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	南	北		
6年4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	4	4	
6年5月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	5	5
6年6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	4	4	
6年7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	4	4
6年8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	5	5
6年9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	4	4	
6年10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	5	5
6年11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	4	4	
6年12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	4	0
7年1月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	4	0
7年2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	4	0	
7年3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	4	1
																																51	36

【別紙3】

12 空調機・本館設備

(2)種類・数量

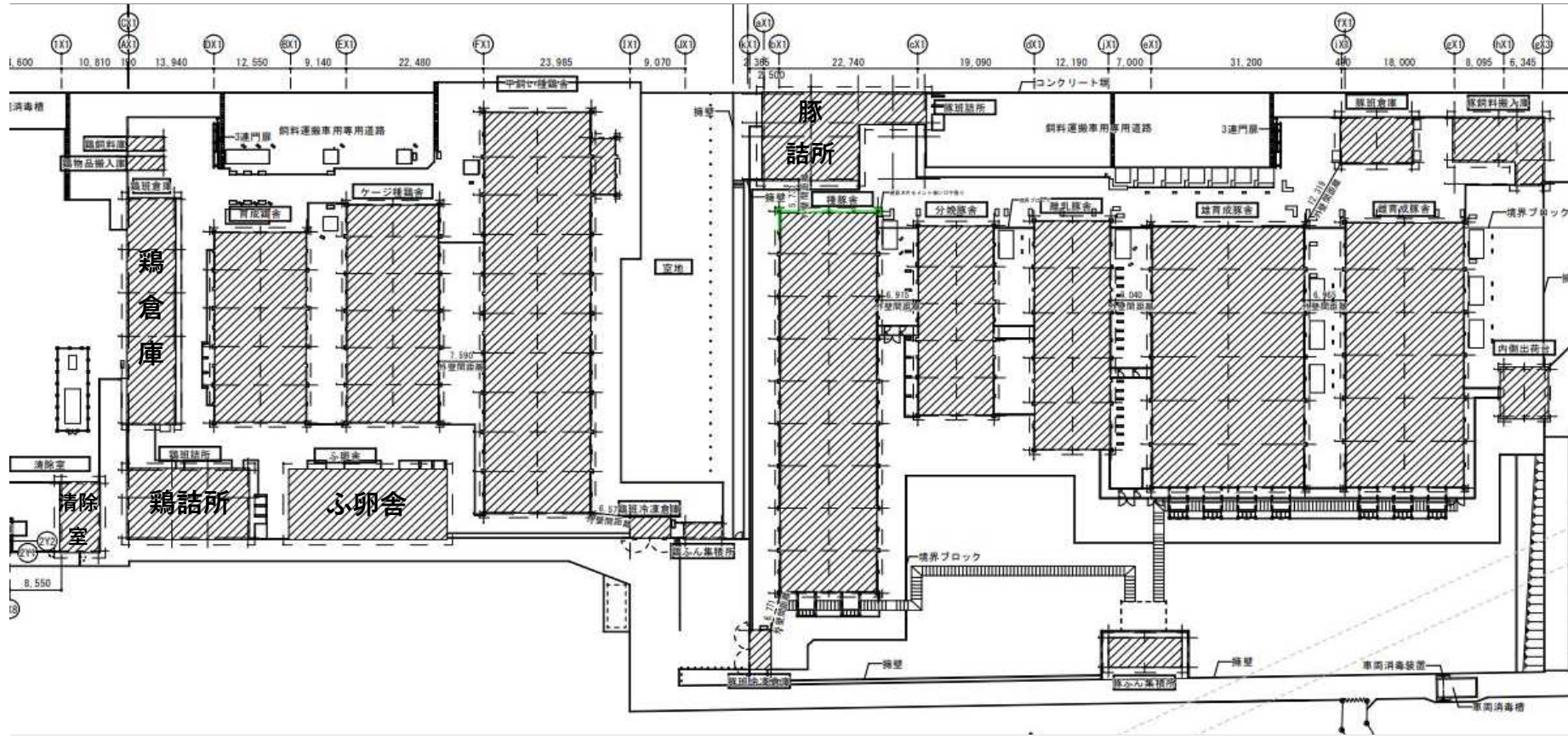
設備名	概要	設置場所等
① 本館等空調機	下表のとおり	
② 空気調和機	木村工業 RAHU 1台	無菌室
③ ユニットクーラー	日立 156-H2 2台	低温室
④ 冷凍機	日立 RV-152-CAL 2台	冷凍室
⑤ 中和処理機	排水処理装置	一式
⑥ スクラバー	排煙処理装置(空気洗浄装置)	一式

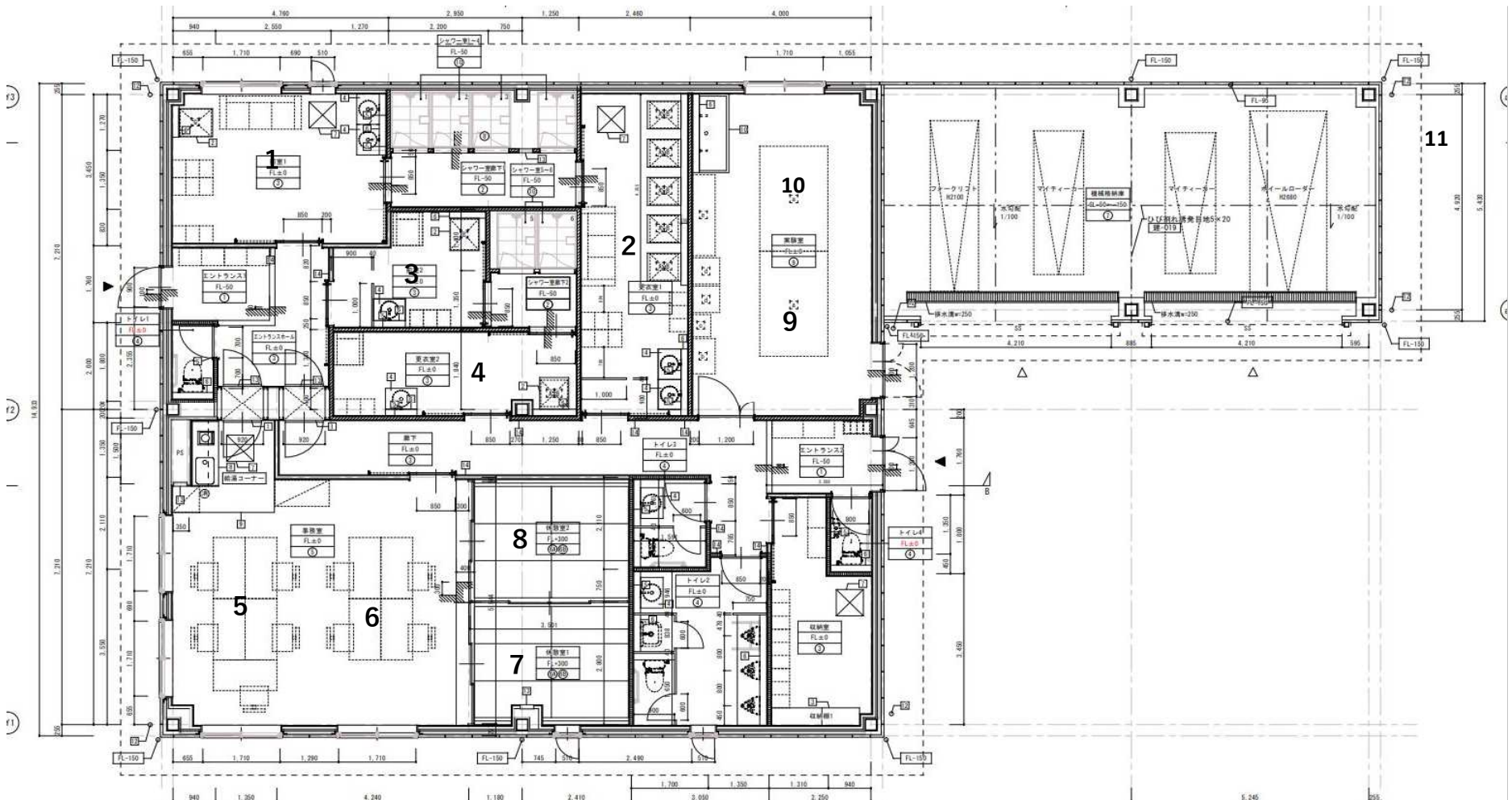
① 本館等空調機(設置場所・数量)

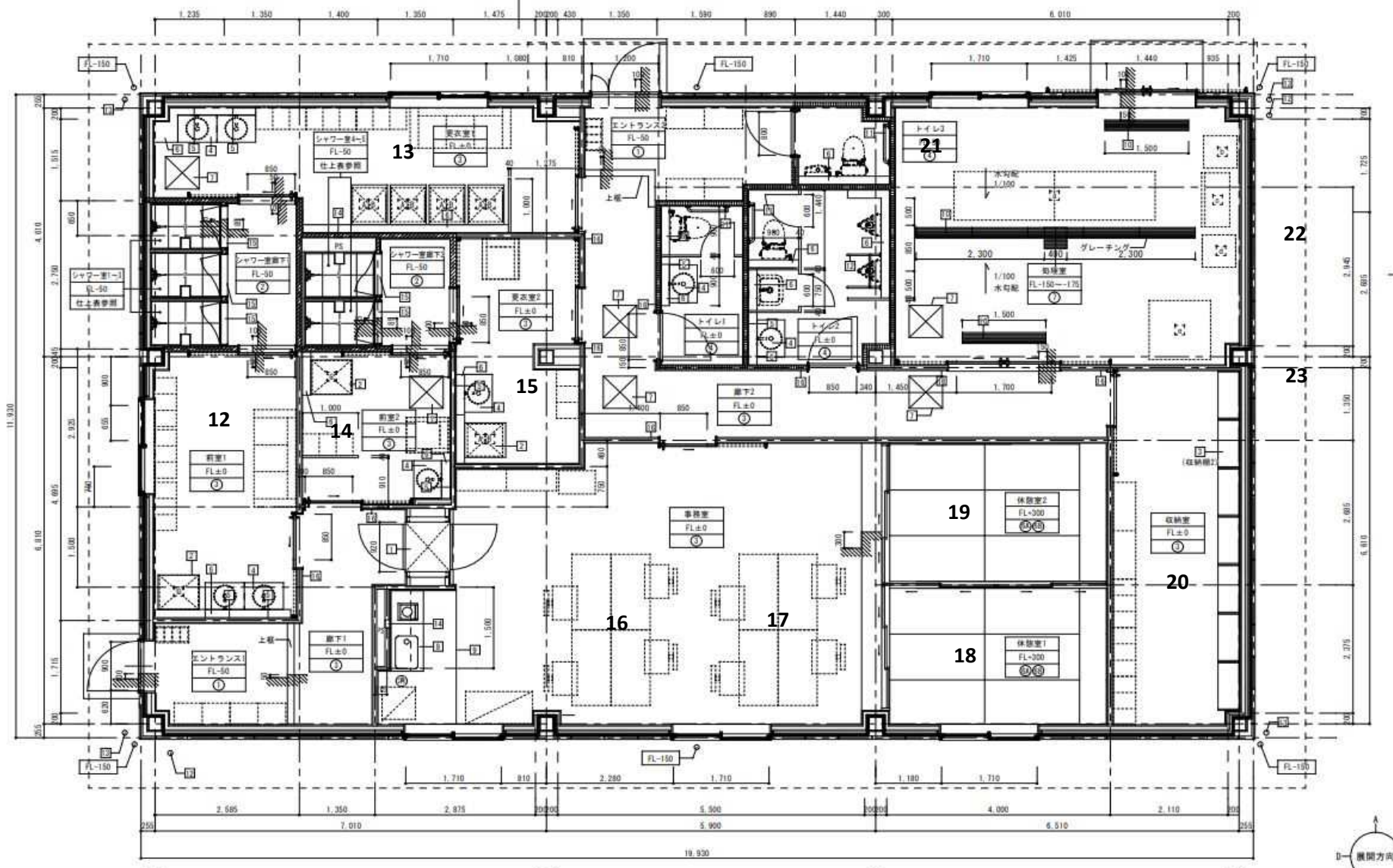
ユニット型名	設置場所	数量(台)	
MUZ-PXV50PS	応接室	1	1F
MPUZ-P160HA	事務室	2	1F
MPUZ-P112HA	講堂	2	1F
MPUZ-P112HA	会議室	1	1F
MUZ-SV28R	男子休養室	1	1F
MUZ-SV22R	控室	1	1F
MPUZ-P224HA	環境研究室	2	1F
MPUZ-P112HA	衛生実験室	1	1F
MUZ-GXV50PS	小会議室	1	1F
MPUZ-P56HA	図書室	1	1F
MPUZ-P140HA	普及センター	1	1F
MPUZ-P80HA	土壌診断室(普及)	1	1F
MUZ-GXV50PS	会議室(普及)	1	1F
MOUZ-P112HA	応用研究室	1	2F
MPUZ-P140HA	生理実験室	1	2F
MPUZ-P160HA	分析室	2	2F
MPUZ-P224HA	環境実験室	2	2F
RYJ71F	肉質検査室	1	肉質検査室
RYJ90F	肉質検査室	1	〃
RYJ180F	研修室(肉質検査室)	2	〃
RA226GX	実験室(肉質検査室)	1	〃
PUH-125EKD	受精卵処理室	1	牛舎
PUH-45EKD	受精卵処理室	1	牛舎

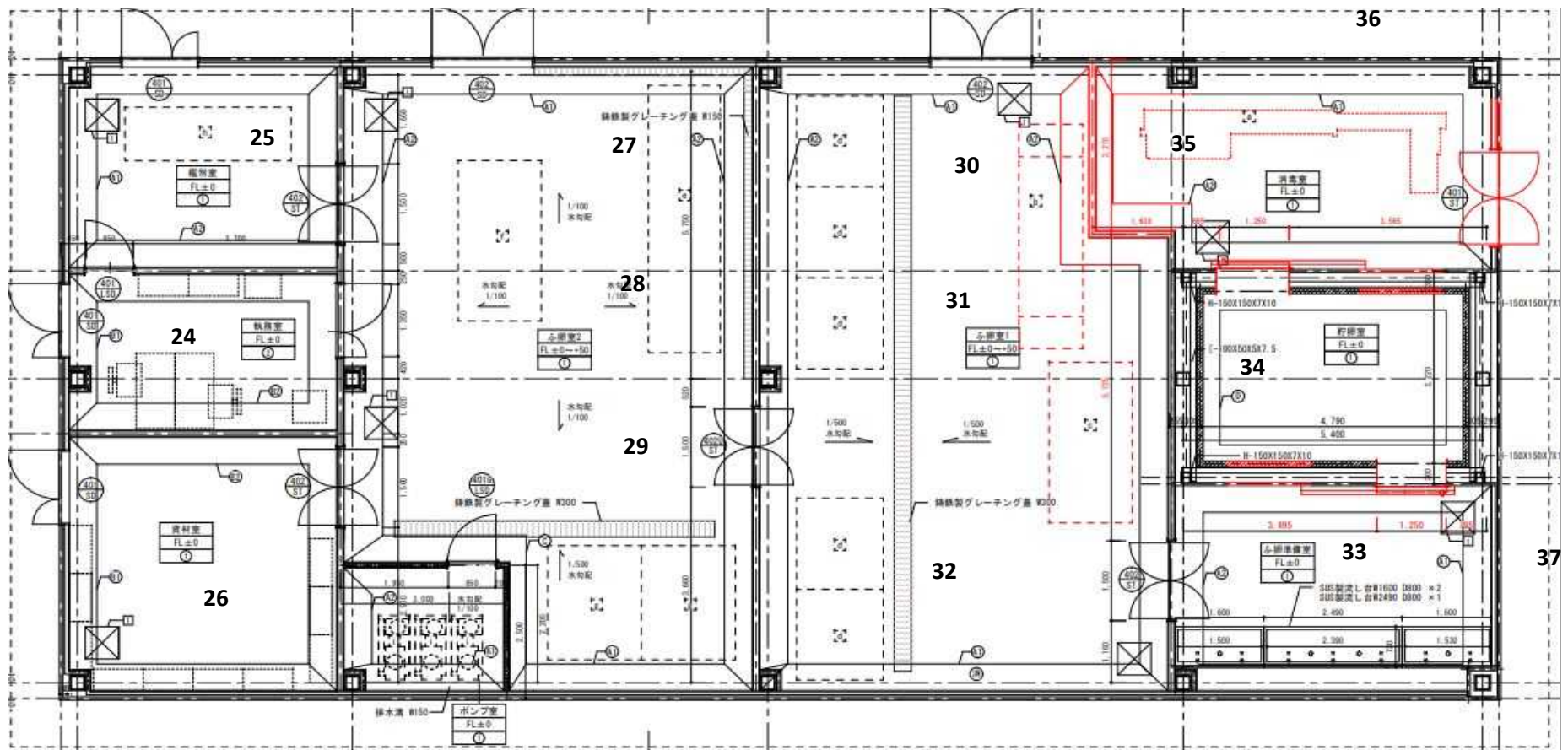
新畜舎空調機一覽

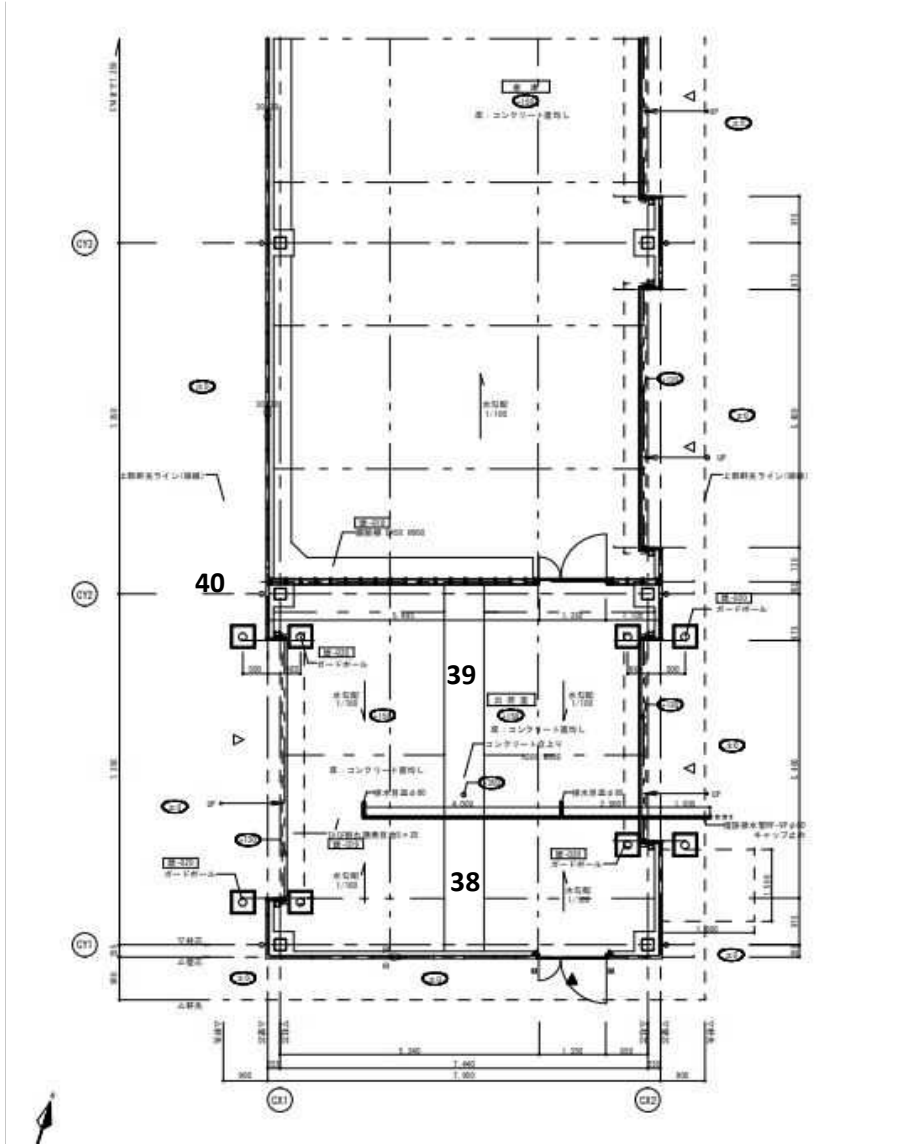
No	建物	部屋	型番	備考
1	豚詰所	男子前室	FXYFP45MK	室内機
2	豚詰所	男子更衣室	FXYFP45MK	
3	豚詰所	女子前室	FXYCP28MD	
4	豚詰所	女子更衣室	FXYCP28MD	
5	豚詰所	事務室	FXYFP56MK	
6	豚詰所	事務室	FXYFP56MK	
7	豚詰所	休憩室	FXYFP28MK	
8	豚詰所	休憩室	FXYFP28MK	
9	豚詰所	実験室	FXYFP45MK	
10	豚詰所	実験室	FXYFP45MK	
11	豚詰所 (屋外)		RXYP400FA	室外機
12	鶏詰所	男子前室	FXYCP56MD	室内機
13	鶏詰所	男子更衣室	FXYCP45MD	
14	鶏詰所	女子前室	FXYCP28CA	
15	鶏詰所	女子更衣室	FXYCP28CA	
16	鶏詰所	事務室	FXYFP45MK	
17	鶏詰所	事務室	FXYFP45MK	
18	鶏詰所	休憩室	FXYFP36MK	
19	鶏詰所	休憩室	FXYFP28MK	
20	鶏詰所	収納室	FXYFP45MD	
21	鶏詰所	処理室	FVYWP280PA	
22	鶏詰所 (屋外)		RXYP400FA	室外機
23	鶏詰所 (屋外)		RZYCP280KA	室外機
24	ふ卵舎	執務室	FXYFP28MK	室内機
25	ふ卵舎	鑑別室	FXYFP71MK	
26	ふ卵舎	資材室	FXYFP71MK	
27	ふ卵舎	ふ卵室 1	FXYFP112MK	
28	ふ卵舎	ふ卵室 1	FXYFP112MK	
29	ふ卵舎	ふ卵室 1	FXYFP112MK	
30	ふ卵舎	ふ卵室 2	FXYFP140MK	
31	ふ卵舎	ふ卵室 2	FXYFP140MK	
32	ふ卵舎	ふ卵室 2	FXYFP140MK	
33	ふ卵舎	ふ卵準備室	FXYFP90MK	
34	ふ卵舎	貯卵室	PCZG-P3MHA12	
35	ふ卵舎	消毒室	FXYFP90MK	
36	ふ卵舎 (屋外)		RXYP1120F	室外機
37	ふ卵舎 (屋外)		PUZG-MP3MHA	室外機
38	鶏倉庫	出荷室	FHCP140EM	室内機
39	鶏倉庫	出荷室	FHCP140EM	
40	鶏倉庫 (屋外)		RARP280A	室外機
41	清除室	事務室	FHGP400J	室内機
42	清除室	車庫	FHGP112DJ	
43	清除室 (屋外)		RZRP40BDT	室外機
44	清除室 (屋外)		RZRP112BD	室外機

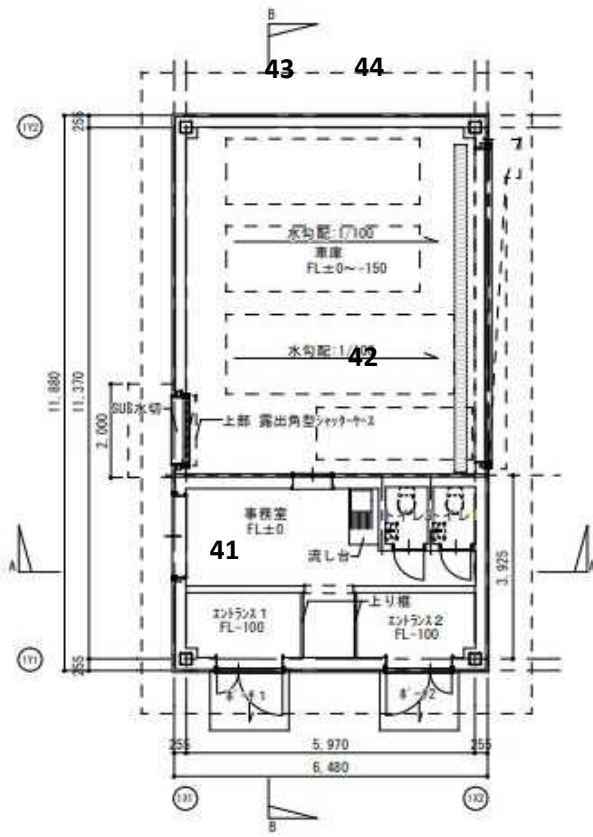












平面図 1/100 (200)

12 本館等空調機・本館設備

(3) 点検内容

設備名	点検内容
① 空調機	下表のとおり
② 空気調和機	絶縁測定、ベアリング、ベルト、モーター、フィルター、加湿器、マグネット
③ ユニットクーラー	冷媒漏れ、油漏れ、運転音、振動、機器、送風機、電気系統、付帯設備 電圧、電流、圧縮機関係、冷却水、冷温水(風)、絶縁抵抗
④ 冷凍機	運用停止
⑤ 中和処理機	絶縁測定、槽内点検、PH測定、電流、薬品槽、ポンプ、電流、マグネット
⑥ スクラバー	ファン・電流・絶縁、ポンプ・電流・絶縁、槽内点検、ホールタップ、PH測定
	薬品ポンプ、薬品槽、散水ノズル、電極棒

① 空調機

点検(清掃)状況		運転状況		
冷媒漏検査	油漏検査	電流	送風機	V
			圧縮機	A
運転音	振動	圧縮機関係	高圧	A
			低圧	MPA
機器関係	凝縮機		吐出温度	H °C
	冷却機		吸収温度	H °C
	膨張弁	冷温水(風)	入口温度	°C
	四方弁		出口温度	°C
送風機	ベアリング	絶縁抵抗	送風機	MΩ
	Vベルト		圧縮機	MΩ
	エアフィルター		制御回路	MΩ
付帯設備他	配管弁関係			
	パネル外板			
	ドレン排水状況			

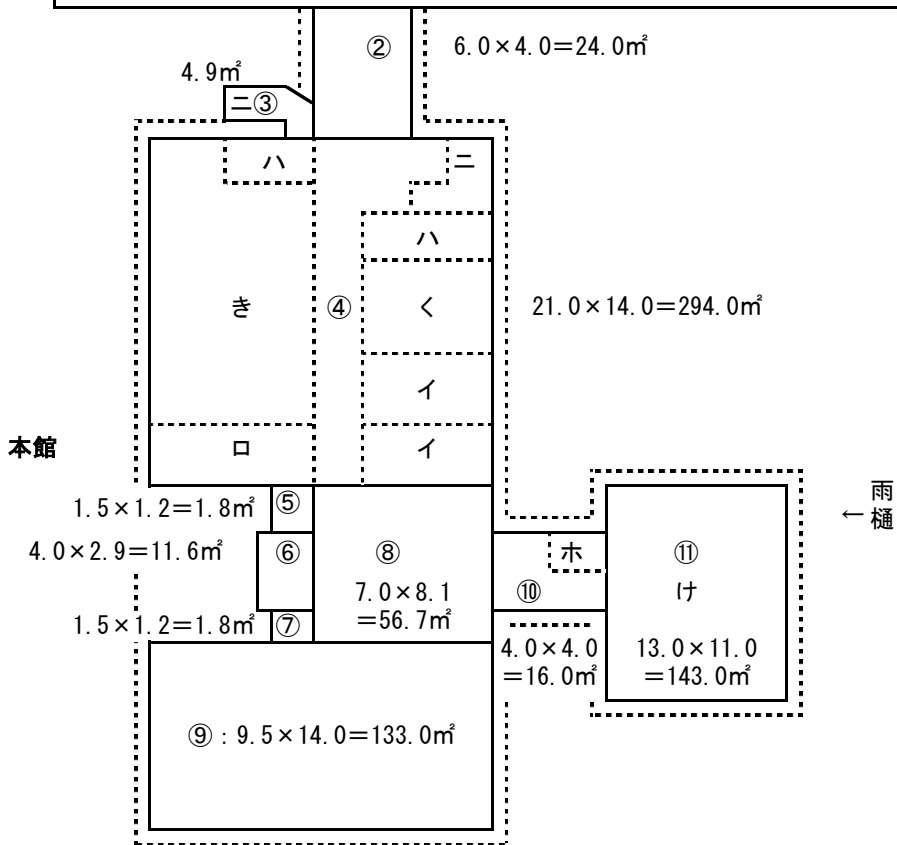
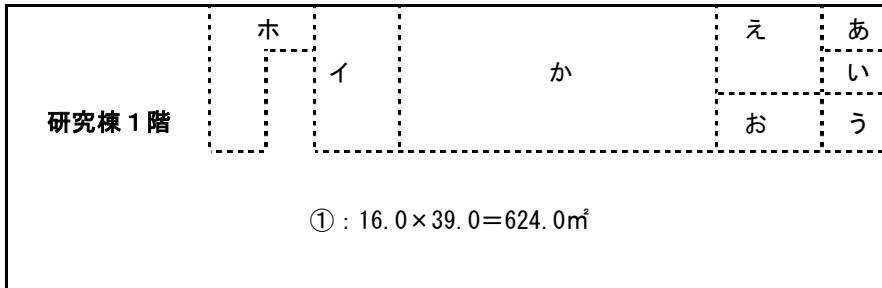
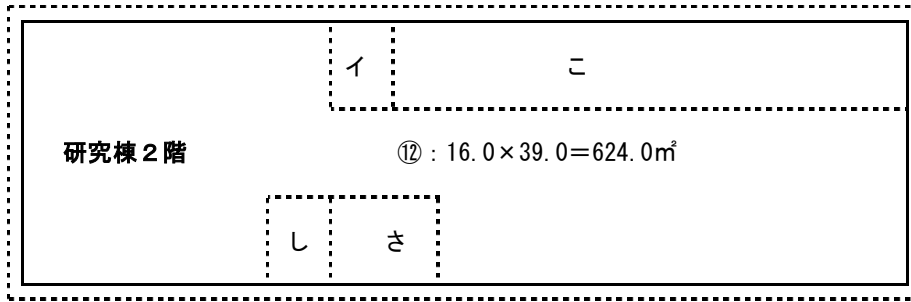
令和6年度

(公財) 東京都農林水産振興財団青梅庁舎建物管理委託

求積図及び面積計算表 (清掃範囲図)

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

床面積求積図【本館・研究棟】



雨樋 (幅 30 cm ・ 深さ 15 cm)

床面積求積図【肉質検査室】

肉質検査室床面積求積図

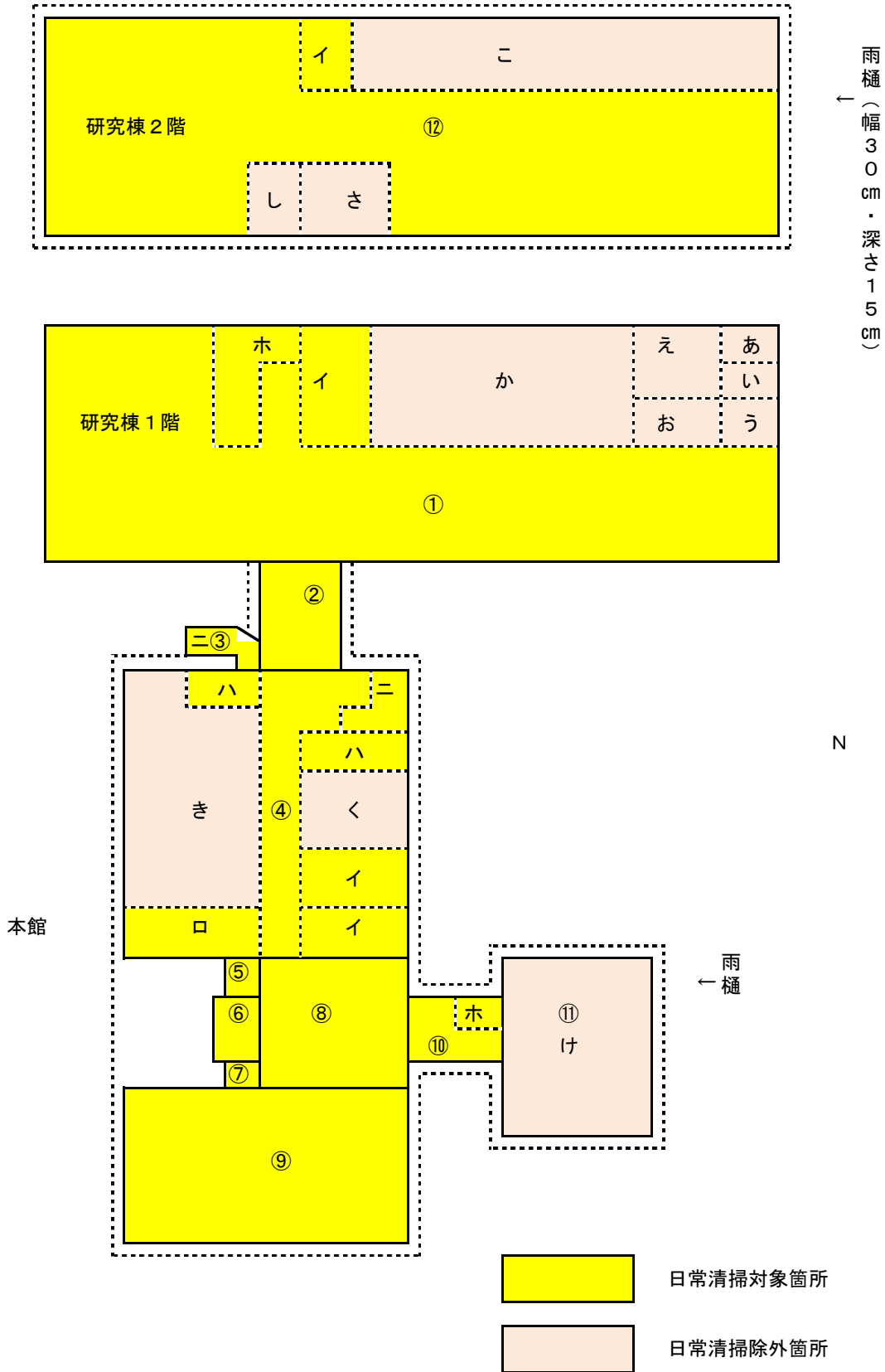
す 10.0㎡	ち 64.0㎡
せ 13.0㎡	⑬16.4 × 14.1 = 231.2㎡
そ 12.9㎡	つ 116.5㎡
た 14.8㎡	

N

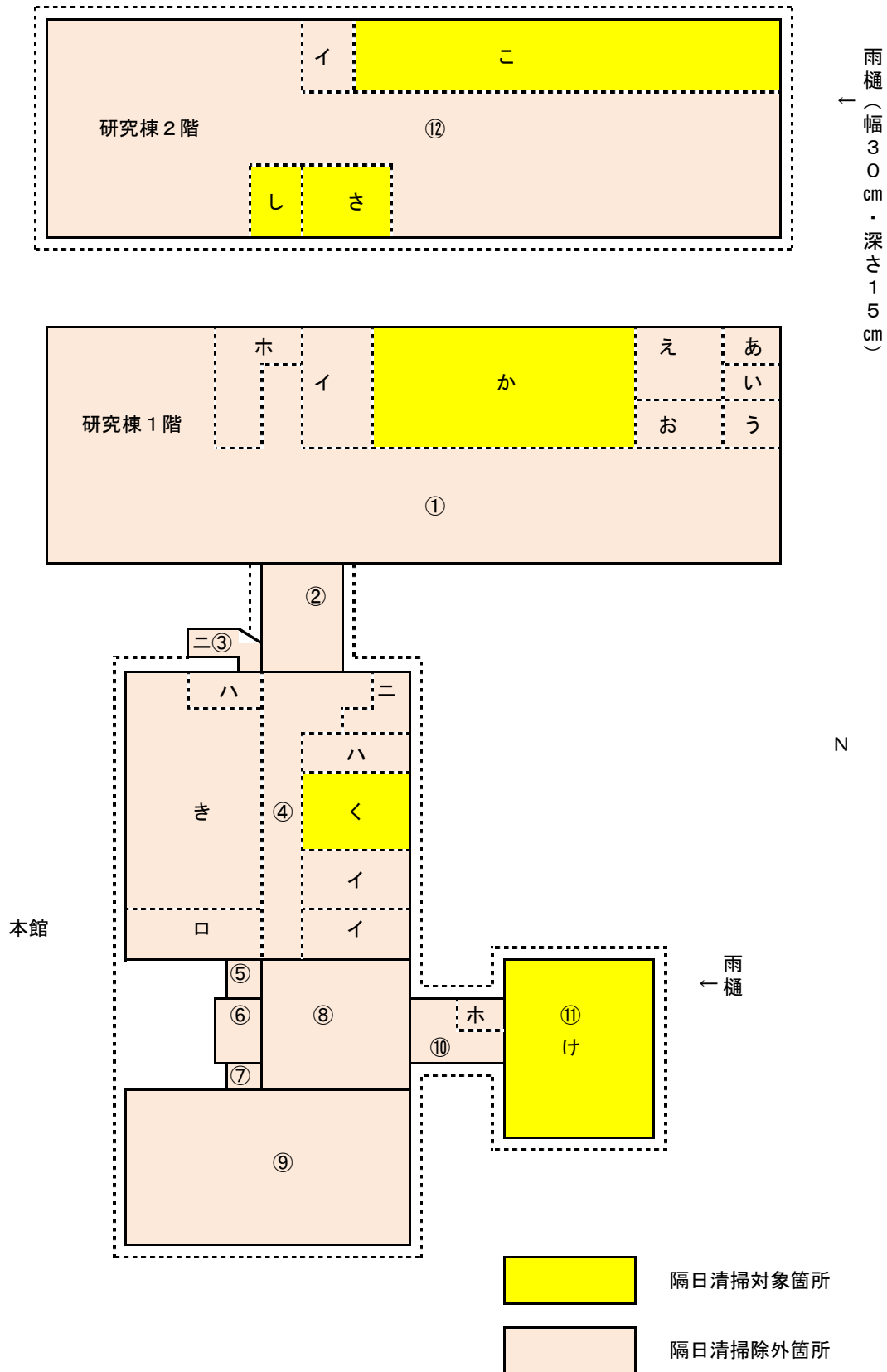
床面積計算表

(A) 床面積				No.	記号	名称	面積 (㎡)
No.	幅	× 長	面積				
		(m)	(㎡)				
①	16 ×	39	624	①	あ	機械室(2)	6.7
②	6 ×	4	24		い	冷凍室	6.8
③	—		4.9		う	低温室	8.8
④	21 ×	14	294		え	無菌室	13.6
⑤	1.5 ×	1.2	1.8		お	暗室	8.8
⑥	4 ×	2.9	11.6		か	図書室・衛生実験室	106.2
⑦	1.5 ×	1.2	1.8		イ	便所	27.8
⑧	7 ×	8.1	56.7		ホ	物品倉庫	13.5
⑨	9.5 ×	14	133			廊下外	431.8
⑩	4 ×	4	16			計	624
⑪	13 ×	11	143	②		エントランス	24
1階小計			1,310.80	③		浴室(女子)	4.9
⑫	16 ×	39	624	④	き	機械室(1)	89.8
2階小計			624		く	会議室	47.2
⑬	16.4 ×	14.1	231.2		イ	便所	41.3
肉質検査室小計			231.2		ロ	文書庫	18.9
合計			2,166.00		ハ	休養室(男女)	23.5
					ニ	浴室(男子)	8.8
						廊下外	64.5
						計	294
No.	記号	名称	面積(㎡)	⑫	こ	分析室	162.1
⑤		ホール	1.8		さ	特殊機械室	44.8
⑥		風除室	11.6		し	計算機室	24.2
⑦		ホール	1.8		イ	便所	16.8
⑧		ホール	56.7			廊下外	376.1
⑨		調整係・応接室	133.3			計	624
⑩		廊下・給湯室	16	⑬	す	肉質検査室便所	10
⑪	け	講堂	143		せ	玄関	13
		(講堂倉庫)	-3.8		そ	事務室	12.9
					た	資材室	14.8
					ち	加工研究室	64
					つ	加工研修室	116.5
						計	231.2

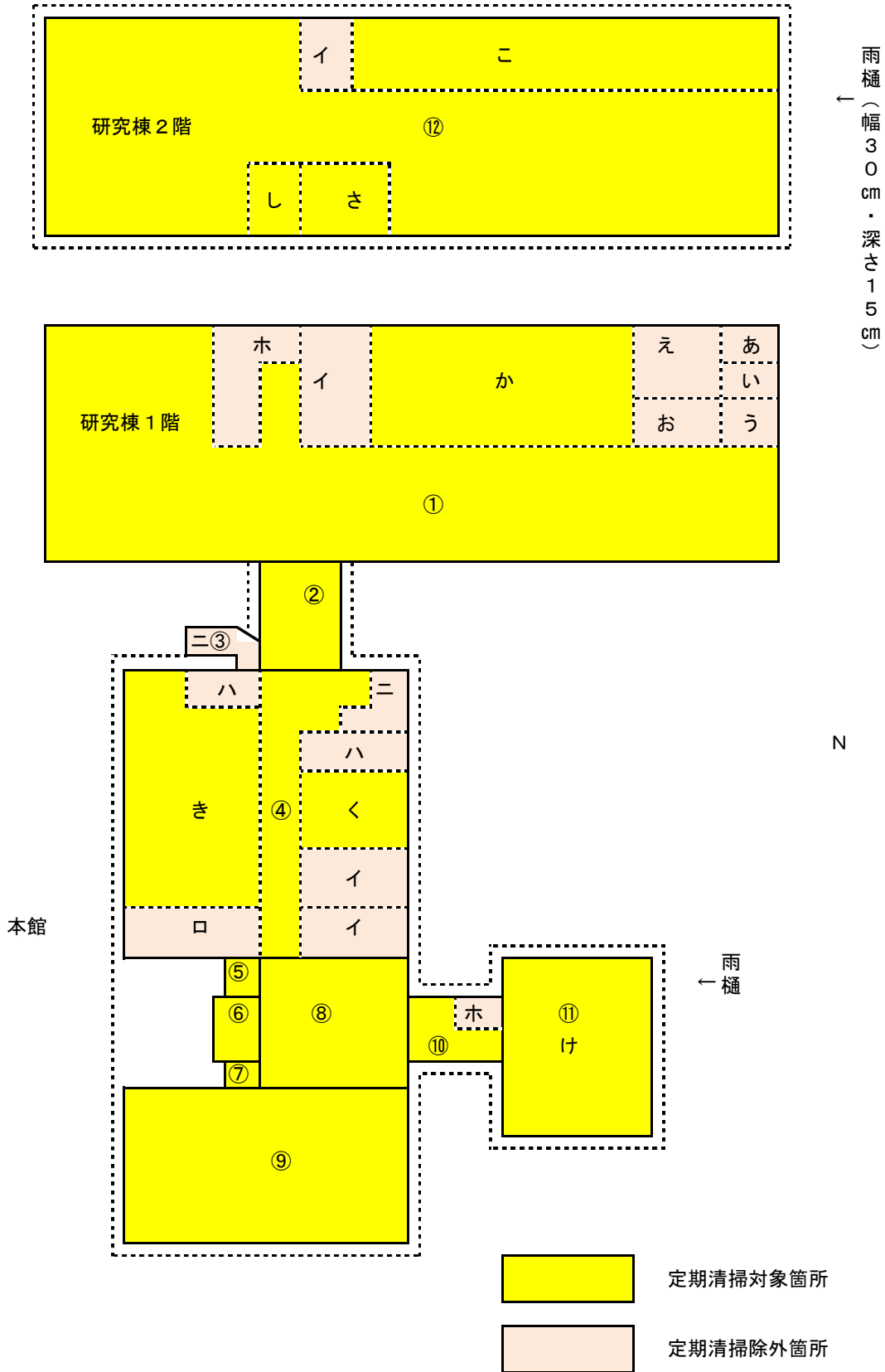
1 日常清掃範囲【本館・研究棟】



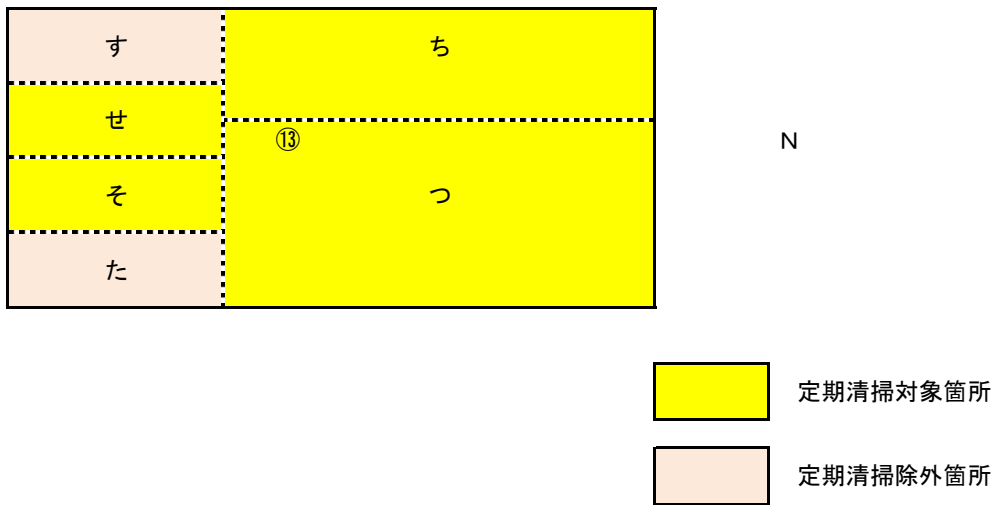
2 隔日清掃範囲【本館・研究棟】



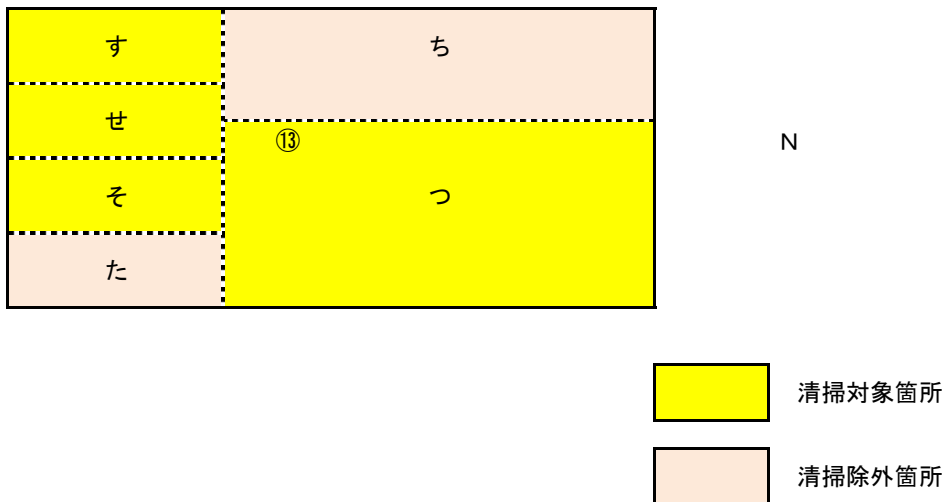
3 定期清掃範囲【本館・研究棟】



3 定期清掃範囲【肉質検査室】



Ⅸ. 肉質検査室便所等清掃範囲



床面積計算表

(※柱・壁・什器分面積5%を除外)

No.	(A) 床面積		(B) 除外 面積	I 日常清掃 対象面積 ※(A-B)×0.95	(C) 除外 面積	III 定期清掃 対象面積 ※(A-C)×0.95
	幅 × 長 (m)	面積 (m ²)				
①	16.0 × 39.0	624.0	150.9	449.445	86.0	511.100
②	6.0 × 4.0	24.0	0.0	22.800	0.0	22.800
③	—	4.9	0.0	4.655	4.9	0.000
④	21.0 × 14.0	294.0	137.0	149.150	92.5	191.425
⑤	1.5 × 1.2	1.8	0.0	1.710	0.0	1.710
⑥	4.0 × 2.9	11.6	0.0	11.020	0.0	11.020
⑦	1.5 × 1.2	1.8	0.0	1.710	0.0	1.710
⑧	7.0 × 8.1	56.7	0.0	53.865	0.0	53.865
⑨	9.5 × 14.0	133.0	0.0	126.350	0.0	126.350
⑩	4.0 × 4.0	16.0	0.0	15.200	3.8	11.590
⑪	13.0 × 11.0	143.0	143.0	0.000	0.0	135.850
1階小計		1,310.8	430.9	835.905	187.2	1,067.420
⑫	16.0 × 39.0	624.0	231.1	373.255	16.8	576.840
2階小計		624.0	231.1	373.255	16.8	576.840
⑬	16.4 × 14.1	231.2	231.2	0.000	24.8	196.080
肉質検査室小計		231.2	231.2	0.000	24.8	196.080
合 計		2,166.0	893.2	1,209.16	228.8	1,840.34

No.	(D) 床面積	II 隔日清掃 対象面積 ※(D)×0.95
①-か	106.2	100.890
④-く	47.2	44.840
⑪-け	143.0	135.850
1階小計	296.4	281.580
⑫-こ	162.1	153.995
⑫-さ	44.8	42.560
⑫-し	24.2	22.990
2階小計	231.1	219.545
合 計	527.5	501.13

清掃除外面積

区分	番号	名称	面積 (㎡)	対象区分	
(B) 日常清掃除外分	あ	機械室(2)	6.7	① 150.9 ㎡	
	い	冷凍室	6.8		
	う	低温室	8.8		
	え	無菌室	13.6		
	お	暗室	8.8		
	か	図書室・衛生実験室	106.2	※隔日清掃対象	
	き	機械室(1)	89.8	④ 137.0 ㎡	
	く	会議室	47.2		※隔日清掃対象
	け	講堂	143.0	⑪	※隔日清掃対象
	こ	分析室	162.1		※隔日清掃対象
	さ	特殊機器室	44.8	⑫ 231.1 ㎡	※隔日清掃対象
	し	計算機室	24.2		※隔日清掃対象
	す ～ つ	肉質検査室	231.2	⑬	す 10.0 ㎡ た 14.8 ㎡ せ 13.0 ㎡ ち 64.0 ㎡ そ 12.9 ㎡ つ 116.5 ㎡
		小 計	893.2		
(C) 定期清掃除外分	あ	機械室(2)	6.7	① 44.7 ㎡	
	い	冷凍室	6.8		
	う	低温室	8.8		
	え	無菌室	13.6		
	お	暗室	8.8		
	イ	便所(4ヶ所)	85.9	① 27.8 ㎡ ④ 41.3 ㎡ ⑫ 16.8 ㎡	
	ロ	文書倉庫	18.9	④	
	ハ	男子休養室・女子休養室	23.5	④	
	ニ	浴室(2ヶ所)	13.7	③ 4.9 ㎡ ④ 8.8 ㎡	
	ホ	物品倉庫・講堂倉庫	17.3	① 13.5 ㎡ ⑩ 3.8 ㎡	
	す	肉質検査室	10.0	⑬ 24.8 ㎡	
	た	肉質検査室	14.8		
		小 計	228.8		

4 窓ガラス清掃、7 ブラインド・網戸清掃 面積

(本館)

記号	窓ガラス清掃			ブラインド清掃			網戸清掃		
	寸法(m)	枚数	面積 (㎡)	寸法(m)	枚数	面積 (㎡)	寸法(m)	枚数	面積 (㎡)
AW-1	1.70 × 1.65	18	50.49	1.70 × 1.65	18	50.49	0.85 × 1.20	18	18.36
AW-2	1.70 × 1.51	43	110.38	1.70 × 1.51	43	110.38	0.85 × 1.06	43	38.74
AW-3	1.10 × 1.20	1	1.32				0.55 × 1.20	1	0.66
AW-4	1.70 × 1.06	4	7.21				0.85 × 1.06	4	3.60
AW-5	5.30 × 1.20	5	31.80				0.53 × 1.20	5	3.18
エ ン ト ラ ン ス ホ ー ル	A-1	3.77 × 2.59	2	19.53					
	A-2	1.27 × 2.59	2	6.58					
	A-3	3.21 × 2.59	1	8.31					
	A-4	1.27 × 2.59	1	3.29					
	A-5	3.77 × 2.59	1	9.76					
	A-6	3.27 × 2.39	1	7.82					
合計		79	256.49		61	160.87		71	64.54

6 照明器具清掃(器具数)

(ロ):露出型 (カ):カバー付

場 所	40W 2灯 (ロ)	20W 2灯 (ロ)	40W 2灯 (カ)	20W 1灯 (ロ)	20W 1灯 (カ)	20W 5灯 (カ)	電球	表示 灯	その 他	計
調整係	12	1			1					14
応接室	3									3
講堂		1	25	1	1		14			42
風除室・エントランスホール	2				2	5	11	2		22
会議室	6									6
男女休養室・浴室	1			3	1				2	7
機械室	10									10
1F研究室等	70							2		72
物品倉庫				1						1
無菌室・暗室				2			1			3
1F廊下	4			16	2			2		24
便所	1			6	7					14
2F研究室等	92	1		2	1					96
2F廊下				11				3		14
計	201	3	25	42	15	5	26	9	2	328

10 窓ガラス清掃、11 ブラインド・網戸清掃

(肉質検査室)

記号	窓ガラス清掃			ブラインド清掃			網戸清掃		
	寸法(m)	枚数	面積 (㎡)	寸法(m)	枚数	面積 (㎡)	寸法(m)	枚数	面積 (㎡)
1	0.72 × 1.72	2	2.48	1.70 × 1.36	13	30.06	0.78 × 1.36	13	13.79
2	0.36 × 1.16	1	0.42				0.35 × 1.11	2	0.78
3	0.79 × 1.30	26	26.70				0.78 × 1.11	1	0.87
4	0.59 × 1.66	1	0.98						
5	0.71 × 0.36	1	0.26						
6	0.68 × 1.66	5	5.64						
7	0.36 × 1.61	1	0.58						
8	0.34 × 1.06	4	1.44						
9	0.80 × 1.06	2	1.70						
10	0.80 × 1.79	2	2.86						
11	0.72 × 1.68	2	2.42						
12	0.36 × 0.80	2	0.58						
13	0.36 × 1.69	1	0.61						
14	0.98 × 1.66	2	3.25						
合計		52	49.92		13	30.06		16	15.44